

英国における国と都市の 調査研究活動について

—国と地方の協議のための基礎データの収集の観点から—

Central-Local Government research in UK

We surveyed Manchester City Council and Department for Communities and Local Government last December.
This article focuses on Central-Local Government research.

1 調査の趣旨・目的

英国では2010年5月の下院総選挙の結果、政権交代が行われ、保守党と自民党が連立政権を樹立することとなり、従来の国と地方の関係が大きく変化しようとしている。

このような背景の下、今回は、国と地方の間での協議を行う上で、重要な根拠となる、事実認識（調査研究活動の成果であるデータ等の基礎資料）の収集手法と活用の仕方について、また、政治主導の中で、データの収集や公表等に対する政治的関与の有無等があるかについて、現地調査に基づきつつ¹、見ていきたいと思う。

2 地方自治体における事例

地方自治体の例として、マンチェスター（Manchester City Council²）の事例を見ていきたい。

マンチェスターは、バーミンガムのような大都市と同様に、調査研究活動に関しては、英国政府からの支援をほとんど受けておら

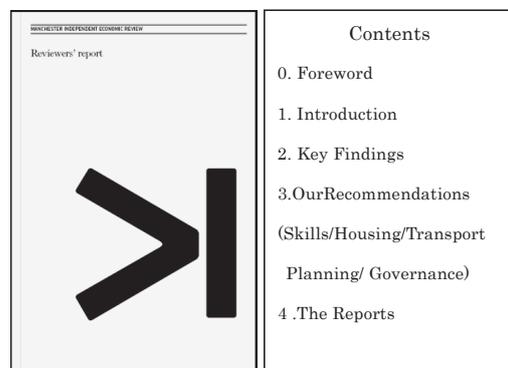


図1 Manchester Independent Economic

Review Report。政府から指示された調査研究だけではなく、自らの組織で、独自の視点から、多くの調査研究活動を実施している自治体である³。

マンチェスターが英国政府に重要な政策を提案したりするとき等に必要な調査研究を実施する場合には、重要な根拠（Evidence）である、正確性や権威が求められるため、第三者である民間企業の調査会社を活用したり、著名な学識者に参加していただいたり等、多額の費用をかけた調査を行っている。

具体例としては、2009年に実施された、マ

¹ 2011年12月9日（Manchester City Council）、12日（Department for Communities and Local Government）の日程で実施。今回の調査では、対応者である Manchester City Council City Policy Team 所属の Louise Hope 氏と、DCLG の Strategic Statistics 所属の David Fry 氏にインタビュー及び資料提供に多大なる対応いただいた。ここに記して感謝を申し上げたい。

² Manchester City Council の人口は 49 万 8800 人、面積は 115.6km²、支配政党は労働党である。

³ DCLG におけるヒアリングにおいて聴取。

ンチェスター独立経済レビュー (Manchester Independent Economic⁴) がある。

この報告書は、グレーター・マンチェスターを都市圏へ指定するにあたり、重要な根拠 (Evidence) となり、高く評価された⁵。

マンチェスターの担当者は Evidence の必要性を繰り返し述べており、第三者である民間企業の調査会社を活用することの有効性について明確に言及していた。

3 英国政府における事例

次に、英国政府の事例を見ていきたいと思う。

英国政府ではその所掌事務にしたがって、(例えば、地方財政についてはコミュニティ・地方省 (Department for Communities and Local Government) の所掌事務であり、学校教育については教育省 (Department for Education) の所掌事務である等)、指標を設定し、地方自治体にそのデータを収集・提出させている。

収集された多量のデータは、英国政府により、分析や集計等をされた上で、インターネットを含めた方法で公開がなされている⁶。

公表の手順としては、公表の24時間前までに、大臣等に公表する予定のデータを事前に通知することになっている。

しかし、大臣等は、この段階では、閲覧をすることのみができるのであり、データに対して対外的にコメントをしたり、データの公表を遅らせるように圧力をかけたりする等、政治的な関与をすることは、法律 (Statistics Act) によって禁止されている。

大臣等がこのデータに対してコメントができるようになるのは、データが公表された後となる。



図2 コミュニティ・地方省の全景

おわりに

地方自治体の多くでは、英国政府から指示されたデータの収集・提出に追われていたが、大都市を中心として、自ら調査研究活動を実施し、英国政府へ政策を提案する動きも見られる。

このような政策の提案をする際には、その信ぴょう性を高めるために、調査研究を第三者である外部に委託する等の手法も活用されてきている。

一方、英国政府においては、政治主導の中で、データの集計や分析結果の公開にあたり、政治的な思惑とは離れて行うことができる環境も整備されている。

国と地方の関係が大きく変化しようとしている中、このように、英国政府や地方自治体においては、事実認識 (データ等の基礎資料) や根拠 (Evidence) を手に入れるための調査研究活動はますます重要となってきたと思われる。(研究員 村井 奏介)

⁴ 報告書は <http://www.manchester-review.org.uk> を参照。

⁵ 詳細は、The Treasury, 「Budget」2009,83 頁参照。

⁶ 集計や分析結果については、当該自治体のみ閲覧が制限されているものもある。